

## 第4号議案

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成25年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第1項に規定する職員」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。